

法科大学院対応状況報告書

筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

評価実施年度：令和6年度

対象となる基準	基準1-2
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○専任教員以外の教員に対し、授業実施前に授業の内容、実施、成績評価に関する法科大学院としての統一された方針に基づく考え方についての指導や周知が十分とはいえない
対応状況	第99回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和7年6月4日開催）において、「筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針」および「教員用ガイド」を新たに策定し、授業開始前に専任教員以外の教員に対し送付することとした。
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・1-2-4-6_第99回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和7年6月4日開催）議事要旨 ・1-2-4-7_筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針 ・1-2-4-8_教員用ガイド（第99回教育会議資料5・手続き用ページ）

対象となる基準	基準3-3, 3-4
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○一部の授業科目では、シラバスの到達目標の明確性を欠く科目や授業の最終回に小テストが実施されるなど授業外学習時間について適切に配慮がされていないものが認められることから、組織的なシラバスチェックが十分に行われていない。令和6年11月の法曹専攻教育会議において、「法曹専攻におけるシラバス作成のためのガイドライン」及び「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、本ガイドラインに則して令和7年度以降のシラバスについて十分かつ適切にシラバスチェックを実施することが必要である。
対応状況	令和7年度シラバスの公開に先立ち同年2月に実施したシラバスチェックに当たっては、全科目担当教員に対しシラバスチェックリストの提出を依頼した。

根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-3-6-4_2025 年度開設授業科目シラバスチェック一覧表 ・ 3-3-6-5_【依頼】【0404 までにご提出ください。】シラバスの確認と、チェックリストをご提出ください。 ・ 3-3-6-6_シラバスチェックリスト提出のお願い（上掲メール添付ファイル）
----------	---

対象となる基準	基準 3 - 4
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○一部の録画オンデマンド方式の授業では、当該授業を行う教員等により毎回の授業終了後あわせ行われるべき適切な方法による指導については、毎回の授業の実施後すみやかに行われていなかったが、令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、授業動画等の視聴期限を定め、期限終了後すみやかに適切な方法により指導を行うことが明記された「法曹専攻における遠隔（リモート）授業等の実施方法について（内規）」の改定版が策定されたことを踏まえ、単位互換協定により他大学に提供する場合の授業科目の実施も含めて同内規に則して授業を実施することが必要である。また、対面授業を録画しその録画の視聴をもって授業の出席に替える措置をとる場合も同内規に則して対応することが必要であることに留意すべきである。</p>
対応状況	令和 7 年度春 A モジュール開始の全科目の担当教員から「令和 7 年度のオンデマンド方式のご活用について」の回答箇所の提出を求めることとした。
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-4-2-3_令和 7 年度のオンデマンド方式のご活用について ・ 3-4-2-4_オンデマンド回答一覧 070502.xlsx

対象となる基準	基準 3 - 4
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○授業の方法については、組織的に統一された方針を明確に定め、その方針の範囲内において各担当教員の裁量により授業が実施されることが必要である。</p>
対応状況	第 99 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 6 月 4 日開催）において「筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針」を議決した。
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-4-6_第 99 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 6 月 4 日開催）議事要旨 ・ 1-2-4-7_筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における教育課程編成、授業実施方法および成績評価に関する方針（上掲ガイド添付資料 2）

対象となる基準	基準 3 - 5
<input checked="" type="checkbox"/> 改善を要する点 <input type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○一部の授業科目の平常点評価において「感想文」が考慮要素に含まれるものや、授業態度の点数を基準点からの増減により評価されていることで結果的には出席点に相当する疑念があるものが認められるなど、成績評価基準が客観的かつ厳正に評価されるものとなっていないものがあり、また、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることに対する組織的な確認が十分に行われていない。「法曹専攻における成績評価に関するガイドライン」が新たに策定されたことを踏まえ、同ガイドラインに則して専任教員による組織的な成績評価の確認を実施することが必要である。</p>
対応状況	<p>令和 7 年度春 AB モジュール期末試験後の成績評価のダブルチェック実施に活用するため、第 99 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 6 月 4 日開催）において「成績評価検証リスト」「成績関係書類チェックリスト（修正版）」を策定した。</p>
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-4-6_第 99 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 6 月 4 日開催）議事要旨 ・ 3-5-3-5_成績評価検証リスト 070528.xlsx ・ 3-5-3-6_成績関係書類チェックリスト（修正版） 070528.xlsx

対象となる基準	基準 1 - 2
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	<p>○当該法科大学院の運営に必要な予算の配分に当たっては、間接的に法科大学院の意見が反映されているものの、設置者が直接的に法科大学院の意見を聴取する機会が設けられていない。</p>
対応状況	<p>法曹専攻長が学術院長を介することなく予算措置を求めて直接本部に要求する機会の例として、直近では以下がある（いずれも照会対象は学術院長ではなく専攻長）。このうち「【依頼・12/9 期限】令和 7 年度学内予算要求に係る調書の提出について」による照会に対しては、当専攻からは司法試験の答案作成につき CBT 化が予定されていることに対応した学内措置に必要な経費の配分を法曹専攻長から申請したところ、「2025 年度予算配分及び内訳」記載のとおり配分を得た。</p>
根拠資料・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-2-3-11_件名: 【依頼・12/9 期限】令和 7 年度学内予算要求に係る調書の提出について 日付: 2024-11-14 15:01 ・ 1-2-3-12_2025 年度 予算配分及び内訳 ・ 1-2-3-13_件名: 5 月 22 日期限 / 令和 8 年度概算要求関係資料の提出について

--	--

対象となる基準	基準 2-1, 2-2
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において、「人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ」の改定版が策定されていることを踏まえ、次回以降の自己点検・評価においては、改定された前記申合せに則して自己点検・評価が実施されることが望ましい。
対応状況	第 97 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 5 月 7 日開催）において、上記申合せ 4 条に基づき、各委員会委員長に対し報告依頼がなされた。
根拠資料・データ	・ 2-1-1-3_第 97 回人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 5 月 7 日開催）議事要旨

対象となる基準	基準 2-5
<input type="checkbox"/> 改善を要する点 <input checked="" type="checkbox"/> 改善が望ましい点	○これまで慣例により行われていた法科大学院の授業担当能力の確認について、令和 6 年 11 月の法曹専攻教育会議において「法曹専攻担当教員認定に関する申し合わせ」が新たに策定され、法科大学院の科目担当教員の全てに対して科目分野ごとに求められる実務上の知識、能力及び実績に関する判断基準等が明確に定められるようになったことを踏まえ、令和 6 年度以降に実施する専任教員の採用及び昇任について、本申合せに則して改めて審査をすることが望ましい。
対応状況	令和 7 年 4 月 1 日に着任した助教の担当科目については上記申し合わせに則し検討した結果、最終的には第 93 回人文社会学術院法曹専攻教育会議（令和 7 年 3 月 5 日開催）において決定し、これまで同人が担当経験のある内容の科目を担当させる他、実定法発展科目については全回とも従前より担当している専任教授との共同担当とした。
根拠資料・データ	・ 2-5-2-8_開講科目一覧（第 93 回人文社会学術院法曹専攻教育会議資料 7）

(注)

1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限り報告してください。
2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかにし、評価結果報告書に記載され

た内容をそのまま転記してください。

3. 「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、（非公表）と追記して下さい。
5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。